



令和2年1月10日
海上保安庁

令和元年における海難発生状況（速報値）

（括弧内は前年比）

○船舶事故等

- 「船舶事故隻数(アクシデント)」※¹:1,895隻(1隻減)、死者・行方不明者数:63人(12人減)
- 「インシデント」※¹:564隻(119隻減)

特徴：台風・異常気象下における船舶事故隻数※²が昨年に比べ175隻減少

※¹ 民間救助機関のみで対応した事故隻数を含む。

※² 平成29年までの計上方法（民間救助機関のみで対応した事故隻数を除く船舶事故隻数及びインシデント隻数の合計）による。

○人身事故等

- 「人身事故者数」※³:1,302人(57人減)、死者・行方不明者数:465人(14人減)
- 「その他の人身に係るトラブル」※³:1,301人(34人増)

特徴：マリンレジャーに伴う海浜事故者数が昨年に比べ54人減少

※³ 民間救助機関のみで対応した事故者数は含まない

★「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難をいいます。

★「その他の人身に係るトラブル」とは、海上又は海中における活動中に死傷者(自殺、病気を除く)が発生しなかった海難をいいます。

★「マリンレジャーに伴う海浜事故」とは、海水浴、釣り、潮干狩り、サーフィン、ボードセーリング、スクーバダイビング等の海浜における余暇活動中の事故をいいます。

【参考】平成29年までの計上方法※による過去5年間の推移

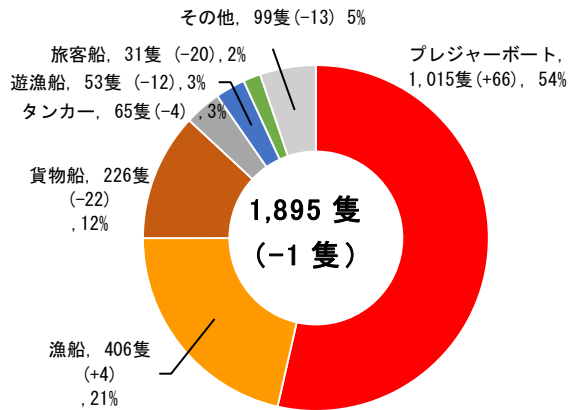
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
船舶	海難隻数(隻)	2,137	2,014	1,977	2,189	2,059
	死者・行方不明者数(人)	48	56	82	75	63
人身	海難者数(人)	2,633	2,660	2,633	2,626	2,603
	死者・行方不明者数(人)	1,108	1,092	1,071	1,040	1,028

※海難者数：民間救助機関のみによる人身事故の対応数を除く人身事故者数及びその他の人身に係るトラブル者数の合計

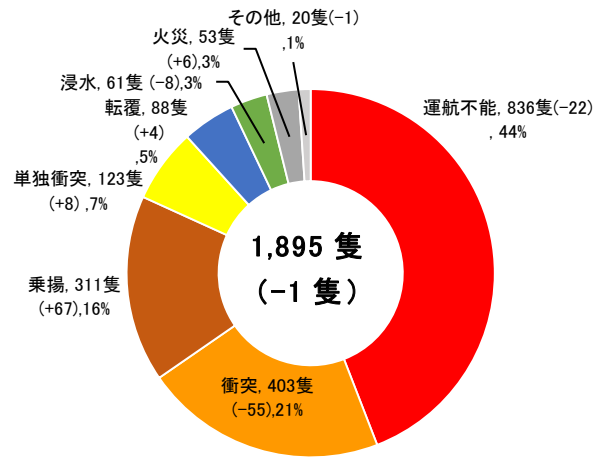
船舶事故（アクシデント）発生状況

（括弧内は前年比）

【用途別】



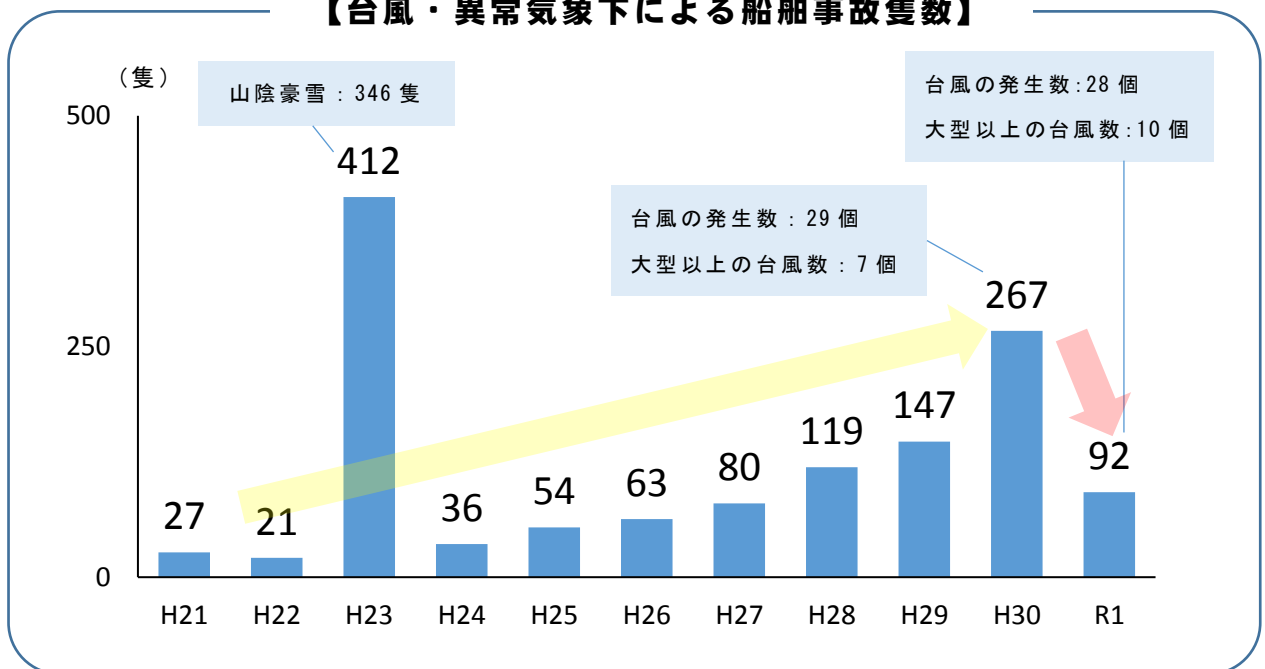
【海難種類別】



【船舶事故の特徴】

近年、台風・異常気象下による船舶事故隻数※は、増加傾向にあり、特に平成30年では267隻に達していましたが、令和元年においては92隻に減少しました。これは、平成30年までの海難発生状況を踏まえた当庁の各地域での地道な啓発活動に加え、マスメディアによる事前の報道の効果によるものと考えています。

【台風・異常気象下による船舶事故隻数】

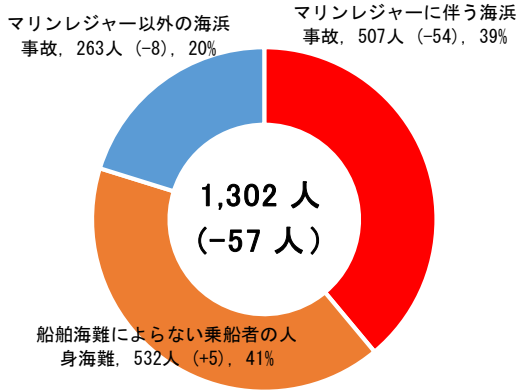


※平成29年までの計上方法（民間救助機関のみによる船舶事故の対応数を除く船舶事故隻数及びインシデント隻数の合計）

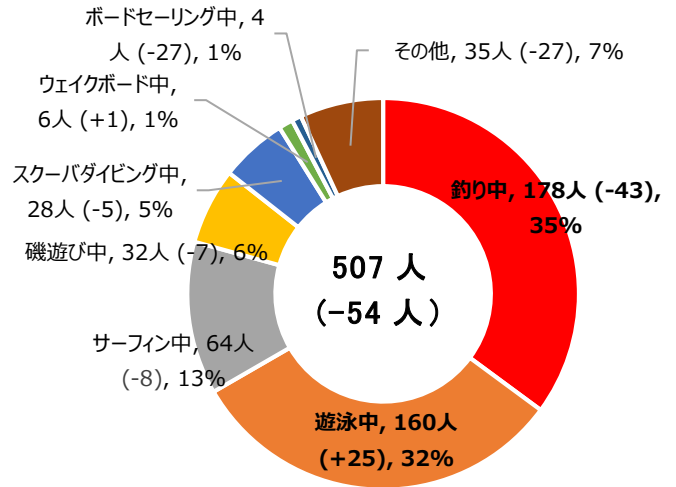
人身事故発生状況

(括弧内は前年比)

【区分別】



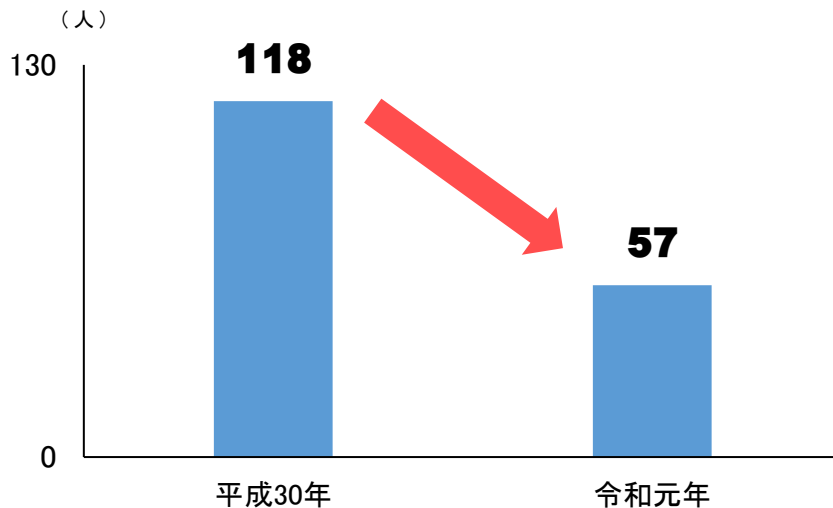
【マリネジャーに伴う海浜事故の活動別】



【人身事故の特徴】

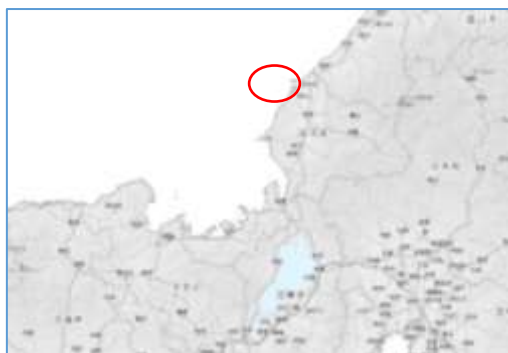
マリネジャーに伴う海浜事故が前年と比べ54人減少しました。同事故を月別で見ると、7月における発生が前年と比べ61人減少しており、これは令和元年7月の記録的な日照不足及び梅雨明けが例年に比べ遅れたことなどが影響したものと考えられます。

【7月のマリネジャーに伴う海浜事故者数】



主な船舶事故（アクシデント）事例

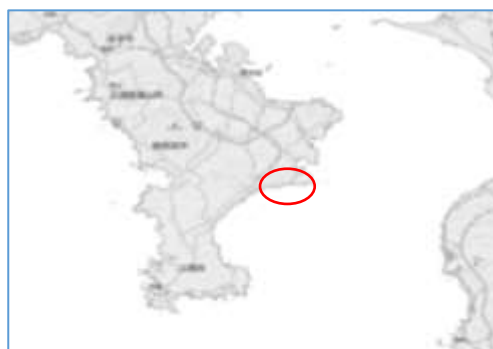
○プレジャーボート転覆



4月29日、福井県福井市沖において、航行中のプレジャーボート（1名乗り）が転覆。漂流しているところを航行中の船舶が発見し通報したもの。乗船者は、漂流しているところを当庁巡視艇が救助するも、死亡が確認された。乗船者は救命胴衣非着用であった。

○レンタルミニボート転覆

11月30日、神奈川県横須賀市沖において、錨泊したレンタルボート（2名乗り）の船上で、機関を起動しようとしたところ、バランスを崩して転覆したもの。その後、ボートにつかまっていた1名は無事に救助され、1名は漂流していたところを救助されたものの、死亡が確認された。



主なマリンレジャー活動に伴う人身事故事例

○磯釣り中の海中転落

3月20日、静岡県河津町の磯場において、友人と釣り中、足を滑らせて海中転落したもの。救命胴衣を着用していなかったため溺れてしまい、救助されたものの、死亡が確認された。



○家族と遊泳中に行方不明



8月2日、富山県朝日町の海岸において、10歳未満の男児が家族と遊泳中、家族が目を離した際に行方不明となったもの。その後、海中で見つかったものの、死亡が確認された。

【海難定義の見直しについて】

海上保安庁では、平成30年から、より効果的な海難防止対策を講じるため、船舶の運航に関連した損害や具体的な危険が生じたものを「船舶事故（アクシデント）」、これらが生じていないものを「インシデント」とし、また、海上又は海中における活動中に死傷者が発生した事故を「人身事故」（自殺、病気等を除く）、これらが生じていないものを「その他の人身に係るトラブル」と定義し、「船舶事故（アクシデント）」・「人身事故」に対策を重点化しています。

また、船舶事故については、これまで民間救助機関のみにより救助されたものは事故隻数・人数に計上していませんでしたが、近年、民間救助機関の体制が整備・拡大され、その取扱い隻数・人数も増加していることから、海難の現況を正確に把握することで、より効果的な事故防止対策を講じるため、広く情報収集を行い、平成30年から民間救助機関のみにより救助された事故隻数も計上することとしています。

令和元年においては、船舶事故（アクシデント）隻数 1,895 隻のうち、291 隻が民間救助機関のみにより救助されています（インシデントにおいては、564 隻のうち109 隻が民間救助機関のみによる救助）。